

# 休眠預金等活用審議会参加規程（改正案）参考資料

法第35条第2項は審議会の事務として民間公益活動促進業務の実施状況の監視を規定している。今般、審議会参加規程を改正し、民間公益活動促進業務の監視の中立性・公正性を確保するため、指定活用団体等への役職員等への兼職の制限、委員及び専門委員が所属する団体の申告・公表に関し以下のような措置を講じることとする。

## I. 指定活用団体等の役職員等への兼職の制限について、以下のような新たな措置を設ける。(参加規程新第1条)

- 委員又は専門委員は、指定活用団体の役職員、評議員、設立者、外部専門家を兼ねることはできない。
- 委員又は専門委員は、資金分配団体又は実行団体の役職員、評議員、設立者を兼ねることはできない。  
ただし、資金分配団体又は実行団体の外部専門家を兼ねることはできる。

	役職員	評議員	設立者	外部専門家	
指定活用団体	×	×	×	×	委員又は専門委員は、指定活用団体の外部専門家を兼ねることはできない。
資金分配団体	×	×	×	○	委員又は専門委員は、資金分配団体又は実行団体の外部専門家を兼ねることはできる。
実行団体	×	×	×	○	

※役職員、評議員、設立者、外部専門家については例示であり、職の名称にかかわらず、これらに準ずる役職を委員及び専門委員は申告する。

※外部専門家とは、専門的な知識経験に基づいて必要な助言等を行う者として指定活用団体、資金分配団体又は実行団体に参画する者(資金分配団体及び実行団体においては、実質的に役員や職員と同視できる場合は除く。)

※設立者は、委員又は専門委員に就任後に新たに設立した団体の場合に限る。

## II. 委員及び専門委員が所属する団体の申告・公表について、以下のように措置する。(参加規程新第2条)

委員及び専門委員は、以下の事項について申告し、事務局は申告事項を公表する。

- 任命日より3年以内に所属していた団体／在任中に所属している団体の名称、役職名、所属期間
- 自らが設立者である団体の名称、設立日

また、上記以外に、委員・専門委員は、自らが所属する団体についてその職務と利益相反が生じるおそれがあるなど、審議事項に関する判断又は調査の中立性・公正性の確保に議論を生じるおそれのある事情がある場合、その内容を申告。(参加規程新第3条)

こうした自己申告に基づき、審議事項又は調査事項に特別の利害関係を有すると審議会が判断した委員及び専門委員は、審議及び議決又は調査から除外。(参加規程新第4条)